

高富町・伊自良村・美山町合併協議会財務規程

(平成13年7月26日 協議)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約第18条の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、高富町、伊自良村及び美山町(以下「3町村」という。)の負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに3町村の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算の内容等)

第4条 協議会の予算の内容は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び一時借入金とする。

2 前項の規定による歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び一時借入金並びに事故繰越及び予備費の取扱いについては、地方公共団体の例による。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び充用)

第 6 条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第 7 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長の定める銀行その他の金融機関に預け入れるものとする。

(協議会出納員)

第 8 条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(収入及び支出の手続等)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、合議に関する手続を除き、会長の属する町村の例による。この場合において、会長の属する町村の規則又は規程その他例規(以下「規則等」という。)を準用するときは、規則等中「町長」又は「村長」とあるのは「会長」と、「課等の長」とあるのは「事務局長」と、「収入役」とあるのは「協議会出納員」と読み替えるものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。ただし、コンピューター処理をする場合の取扱いについては、この限りでない。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第 10 条 会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを 3 町村の長に送付しなければならない。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財産及び契約その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町村の例により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回」と読み替えるものとする。
- 3 会長は、この規程の施行日以降第1回協議会の開催日までの間における収入すべき歳入の調定及び執行すべき事務に係る費用の支出については、この規程による手続きにより、これを行うことができる。
- 4 会長は、前項の規定により、収入又は支出した場合には、その内容を明らかにして第1回協議会に報告しなければならない。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
負担金	負担金	負担金
国県支出金	国庫支出金	国庫補助金
	県支出金	県補助金
繰越金	繰越金	繰越金
諸収入	諸収入	諸収入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
運営費	会議費	会議費
	事務費	事務費
事業費	事業推進費	事業推進費
予備費	予備費	予備費